

所得控除額の欄											
⑬ 社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために、負担した社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等)であなたが前年中に支払った金額が控除額です。年金から特別徴収(天引き)されている場合は、ご本人様のみ控除に使用できます。										
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模共済制度に基づき支払った第一種共済契約の掛金や、心身障害者扶養共済の掛金であなたが前年中に支払った金額が控除額です。										
⑮ 生命保険料控除	生命保険契約あるいは個人年金契約等に基づき支払った保険料や掛金が対象となります。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料等の金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払保険料等の金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払保険料等の金額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払金額	控除額	12,000円以下	支払保険料等の金額	12,000円超32,000円以下	支払保険料等の金額×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等の金額×1/4+14,000円	56,000円超	一律28,000円
	支払金額	控除額									
	12,000円以下	支払保険料等の金額									
	12,000円超32,000円以下	支払保険料等の金額×1/2+6,000円									
32,000円超56,000円以下	支払保険料等の金額×1/4+14,000円										
56,000円超	一律28,000円										
新契約	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料等の金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払保険料等の金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払保険料等の金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払金額	控除額	15,000円以下	支払保険料等の金額	15,000円超40,000円以下	支払保険料等の金額×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等の金額×1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円
支払金額	控除額										
15,000円以下	支払保険料等の金額										
15,000円超40,000円以下	支払保険料等の金額×1/2+7,500円										
40,000円超70,000円以下	支払保険料等の金額×1/4+17,500円										
70,000円超	一律35,000円										
旧契約	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料等の金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払保険料等の金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払保険料等の金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払金額	控除額	15,000円以下	支払保険料等の金額	15,000円超40,000円以下	支払保険料等の金額×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等の金額×1/4+17,500円	70,000円超	一律35,000円
支払金額	控除額										
15,000円以下	支払保険料等の金額										
15,000円超40,000円以下	支払保険料等の金額×1/2+7,500円										
40,000円超70,000円以下	支払保険料等の金額×1/4+17,500円										
70,000円超	一律35,000円										
一般生命保険料、介護保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算された控除額の合計額になります。(限度額7万円) また、一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算された控除額の合計額となります。(限度額28,000円) ◎新契約:平成24年1月1日以後に生命保険会社等と締結した保険契約等 ◎旧契約:平成23年12月31日以前に生命保険会社等と締結した保険契約等											

⑯ 地震保険料控除	地震保険契約や旧長期損害保険契約に基づき支払った保険料や掛金が対象となります。 控除額…① 支払保険料すべてが地震保険契約の場合 (1) 50,000円以下……………保険料×1/2 (2) 50,000円超……………25,000円 ② 支払保険料すべてが旧長期損害保険契約の場合 (1) 5,000円以下……………その金額 (2) 5,000円超 15,000円以下…保険料×1/2+2,500円 (3) 15,000円超……………10,000円 ③ 支払保険料が地震保険契約と旧長期損害保険契約両方の場合 ①と②の合計額 ただし、限度額25,000円
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑰ 寡婦控除	①夫と離婚した後、婚姻をしていない人で、子以外の扶養親族(総所得金額等58万円以下の者)を有し、前年の合計所得が500万円以下の人 ②夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ※住民票の続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」の記載がある場合は、控除は適用されません。 控除額…260,000円
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑱ ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(他者の同一生計配偶者又は扶養親族ではなく、総所得金額等が58万円以下の者)を有する単身者で、前年の合計所得金額500万円以下の人 ※住民票の続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」の記載がある場合は、控除は適用されません。 控除額…300,000円
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑲ 勤労学生控除	勤労学生とは、合計所得金額が85万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下の学生をいいます。 控除額…260,000円
----------	-------------------------------------------------------------------------

⑳ 障害者控除	あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合に控除が受けられます。 障害者とは、心神喪失、知的障害、身体障害者又は戦傷病者手帳の交付を受けている人、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人、常に病床について複雑な介護を要する人、65歳以上の人で知的障害、身体障害に該当するものとして福祉事務所の長の認定を受けた人など。 ◎障害者のうち精神手帳1級、身体手帳1・2級、療育手帳A等に該当する障害のある人は、特別障害になります。 控除額…障害者1人につき 260,000円 特別障害者1人につき300,000円 特別障害者が同居している場合 530,000円
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

㉑ 配偶者控除	生計を一にする配偶者(他者の所得者の扶養親族、事業専従者を除く)の前年の合計所得金額が 58万円以下 の場合は、下表のとおり控除が受けられます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">○控除対象配偶者</th> <th colspan="2">○老人控除対象配偶者(70歳以上)</th> </tr> <tr> <th>あなたの合計所得</th> <th>控除額</th> <th>あなたの合計所得</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>900万円以下</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超～950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>900万円超～950万円以下</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超～1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>950万円超～1,000万円以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>控除適用なし</td> <td>1,000万円超</td> <td>控除適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	○控除対象配偶者		○老人控除対象配偶者(70歳以上)		あなたの合計所得	控除額	あなたの合計所得	控除額	900万円以下	33万円	900万円以下	38万円	900万円超～950万円以下	22万円	900万円超～950万円以下	26万円	950万円超～1,000万円以下	11万円	950万円超～1,000万円以下	13万円	1,000万円超	控除適用なし	1,000万円超	控除適用なし
○控除対象配偶者		○老人控除対象配偶者(70歳以上)																							
あなたの合計所得	控除額	あなたの合計所得	控除額																						
900万円以下	33万円	900万円以下	38万円																						
900万円超～950万円以下	22万円	900万円超～950万円以下	26万円																						
950万円超～1,000万円以下	11万円	950万円超～1,000万円以下	13万円																						
1,000万円超	控除適用なし	1,000万円超	控除適用なし																						

㉒ 配偶者特別控除	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下であなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)を有する場合は、下表のとおり最高33万円を限度として控除が受けられます。 ○配偶者特別控除 控除額早見表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>あなたの合計所得900万円以下</th> <th>あなたの合計所得900万円超950万円以下</th> <th>あなたの合計所得950万円超1,000万円以下</th> <th>あなたの合計所得1,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超～100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>控除適用なし</td> </tr> <tr> <td>100万円超～105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> <td>控除適用なし</td> </tr> <tr> <td>105万円超～110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td>控除適用なし</td> </tr> <tr> <td>110万円超～115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td>控除適用なし</td> </tr> <tr> <td>115万円超～120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>控除適用なし</td> </tr> <tr> <td>120万円超～125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td>控除適用なし</td> </tr> <tr> <td>125万円超～130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> <td>控除適用なし</td> </tr> <tr> <td>130万円超～133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> <td>控除適用なし</td> </tr> <tr> <td>133万円超～</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>控除適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得900万円以下	あなたの合計所得900万円超950万円以下	あなたの合計所得950万円超1,000万円以下	あなたの合計所得1,000万円超	58万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	控除適用なし	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	控除適用なし	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	控除適用なし	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	控除適用なし	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	控除適用なし	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	控除適用なし	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	控除適用なし	133万円超～	0円	0円	0円	控除適用なし
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得900万円以下	あなたの合計所得900万円超950万円以下	あなたの合計所得950万円超1,000万円以下	あなたの合計所得1,000万円超																																															
58万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし																																															
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	控除適用なし																																															
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	控除適用なし																																															
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	控除適用なし																																															
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	控除適用なし																																															
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	控除適用なし																																															
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	控除適用なし																																															
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	控除適用なし																																															
133万円超～	0円	0円	0円	控除適用なし																																															

㉓ 扶養控除	生計を一にする配偶者以外の親族(事業専従者を除く)で、前年の合計所得金額が 58万円以下 の場合は控除が受けられます。控除額を記載してください。控除額(1人につき) ○一般の扶養親族(16～18、23～69歳)……………330,000円 (昭和31年1月2日～平成15年1月1日、平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれの人) ○特定扶養親族(19～22歳)(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの人)……………450,000円 ○老人扶養親族(70歳以上)(昭和31年1月1日以前生まれの人)……………380,000円 ○同居老親等扶養親族(70歳以上)(同居の父母等で昭和31年1月1日以前生まれの人)…450,000円 ※別居の扶養親族がいる場合には、裏面「12」にも記入してください。
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

申告書の書きかた(表面)

(令和7年1月1日から12月31日までの内容)

令和 8 年度分 市民税・県民税申告書

笠岡市長あて

現住所	笠岡市中央町1番地1	行政区番号	
1月1日現在の住所	同上	世帯番号	
フリガナ	笠岡 太郎	電話番号	
氏名	笠岡 太郎	生年月日	24年1月1日
個人番号	012345678910	世帯主の氏名	笠岡太郎
		続柄	本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬～⑰	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
⑬	国民健康保険	300,000	介護保険	270,200
⑭	社会保険料控除			
⑮	生命保険料控除			
⑯	地震保険料控除			
⑰	寡婦控除			
⑱	ひとり親控除			
⑲	勤労学生控除			
⑳	障害者控除			
㉑	配偶者の氏名及び個人番号	生年月日	続柄	
㉒	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額		
㉓	扶養親族(控除対象配偶者を除く)	氏名	生年月日	続柄
㉔	扶養親族(控除対象外)	氏名	生年月日	続柄
㉕	雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
㉖	医療費控除	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額	

4 所得から差し引かれる金額

事業	業種	所得
1	農業	0
1	不動産	200,000
1	利子	0
1	配当	100,000
1	給与	500,000
1	公的年金等	1,700,000
1	業務	150,000
1	その他	200,000
1	短期	0
1	長期	0
1	一時	0
2	農業	50,000
2	不動産	0
2	利子	0
2	配当	100,000
2	給与	0
2	公的年金等	600,000
2	業務	50,000
2	その他	40,000
2	短期	0
2	長期	0
2	一時	0
2	合計	840,000

5 給与・公的年金等にかかる所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

所得金額の欄																															
① 営業等	製造業・小売業・卸売業・運送業・漁業・外交員・大工など農業以外の事業から生ずる所得(必要経費…商品の売上原価、租税公課、広告宣伝料、損害保険料、減価償却費など)																														
② 農業	農業・酪農等から生ずる所得(必要経費…農機具等の減価償却費、小作料、賃耕料など)																														
③ 不動産	地代・アパートの家賃・駐車場代などによる所得(必要経費…固定資産税、損害保険料、修繕費、減価償却費など)																														
④ 利子	預貯金や公社債の利子及び公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得 支払を受けた利子のうち、源泉分離課税の適用を受けていないものが申告対象 ※S63.4.1以降の期間に対応の利子等は原則として5%の源泉徴収による分離課税のため申告不要です。																														
⑤ 配当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金などによる所得(必要経費…株式等の元本を取得するために要した負債の利子) 上場株式等の配当は、申告をしないで源泉徴収のみで済ませることもできます。ただし、総所得金額に含め、配当割額の控除を受けようとする場合は、税務課市民税係へお問い合わせください。 ※一般株式等の配当は、金額の多少にかかわらず申告が必要です。																														
⑥ 給与	給料(パート・アルバイトを含む)・賞与・事業専従者給与などの収入(複数ある人は合計した金額) 日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は、裏面の「6 給与所得の内訳」から収入金額を算出し記入してください。 給与所得は、『給与所得金額速算表』(下表)で算出し「2 所得金額」の⑥に記入してください。																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">給与所得金額速算表</th> </tr> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得</th> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～650,999円</td> <td>0円</td> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>(A)×3.2-440,000円</td> </tr> <tr> <td>651,000円～1,899,999円</td> <td>給与等の収入金額-650,000円</td> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>給与等の収入金額×0.9-1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000円～3,599,999円</td> <td>(A)×2.8-80,000円</td> <td>8,500,000円～</td> <td>給与等の収入金額-1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※(A):給与等の収入金額÷4(千円未満の端数切捨て)		給与所得金額速算表				給与等の収入金額	給与所得	給与等の収入金額	給与所得	～650,999円	0円	3,600,000円～6,599,999円	(A)×3.2-440,000円	651,000円～1,899,999円	給与等の収入金額-650,000円	6,600,000円～8,499,999円	給与等の収入金額×0.9-1,100,000円	1,900,000円～3,599,999円	(A)×2.8-80,000円	8,500,000円～	給与等の収入金額-1,950,000円										
給与所得金額速算表																															
給与等の収入金額	給与所得	給与等の収入金額	給与所得																												
～650,999円	0円	3,600,000円～6,599,999円	(A)×3.2-440,000円																												
651,000円～1,899,999円	給与等の収入金額-650,000円	6,600,000円～8,499,999円	給与等の収入金額×0.9-1,100,000円																												
1,900,000円～3,599,999円	(A)×2.8-80,000円	8,500,000円～	給与等の収入金額-1,950,000円																												
⑦ 雑(公的年金等)	国民年金・厚生年金・共済年金・恩給などの収入(複数ある人は合計した金額) 公的年金等の所得金額は、『公的年金等の所得金額速算表』(下表)で算出してください。 ※下表は公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合です。1,000万円超の場合は、計算方法が異なりますので、笠岡市ホームページ等で確認ください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">公的年金等の所得金額速算表</th> </tr> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>その年中の公的年金等の収入金額の合計額</th> <th>公的年金に係る雑所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">65歳以上の人 昭和36年1月1日以前生まれの人</td> <td>330万円未満</td> <td>(A)-110万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上 410万円未満</td> <td>(A)×75%-27万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上 770万円未満</td> <td>(A)×85%-68万5千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">65歳未満の人 昭和36年1月2日以後生まれの人</td> <td>770万円以上 1,000万円未満</td> <td>(A)×95%-145万5千円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>(A)-195万5千円</td> </tr> <tr> <td>130万円未満</td> <td>(A)-60万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">65歳未満の人 昭和36年1月2日以後生まれの人</td> <td>130万円以上 410万円未満</td> <td>(A)×75%-27万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上 770万円未満</td> <td>(A)×85%-68万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上 1,000万円未満</td> <td>(A)×95%-145万5千円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>(A)-195万5千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公的年金等の所得金額速算表			受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額	公的年金に係る雑所得金額	65歳以上の人 昭和36年1月1日以前生まれの人	330万円未満	(A)-110万円	330万円以上 410万円未満	(A)×75%-27万5千円	410万円以上 770万円未満	(A)×85%-68万5千円	65歳未満の人 昭和36年1月2日以後生まれの人	770万円以上 1,000万円未満	(A)×95%-145万5千円	1,000万円以上	(A)-195万5千円	130万円未満	(A)-60万円	65歳未満の人 昭和36年1月2日以後生まれの人	130万円以上 410万円未満	(A)×75%-27万5千円	410万円以上 770万円未満	(A)×85%-68万5千円	770万円以上 1,000万円未満	(A)×95%-145万5千円	1,000万円以上	(A)-195万5千円	
公的年金等の所得金額速算表																															
受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額	公的年金に係る雑所得金額																													
65歳以上の人 昭和36年1月1日以前生まれの人	330万円未満	(A)-110万円																													
	330万円以上 410万円未満	(A)×75%-27万5千円																													
	410万円以上 770万円未満	(A)×85%-68万5千円																													
65歳未満の人 昭和36年1月2日以後生まれの人	770万円以上 1,000万円未満	(A)×95%-145万5千円																													
	1,000万円以上	(A)-195万5千円																													
	130万円未満	(A)-60万円																													
65歳未満の人 昭和36年1月2日以後生まれの人	130万円以上 410万円未満	(A)×75%-27万5千円																													
	410万円以上 770万円未満	(A)×85%-68万5千円																													
	770万円以上 1,000万円未満	(A)×95%-145万5千円																													
1,000万円以上	(A)-195万5千円																														
⑧ 雑(業務)	講師料・講演料・原稿料など、営利を目的とした所得(収入金額から必要経費を差し引いた金額になります。)																														
⑨ 雑(その他)	生命保険契約に基づく個人年金などで上記の①～⑧及び⑩のいずれにも該当しない所得(収入金額から必要経費を差し引いた金額になります。)																														
⑩ 総合譲渡	土地建物以外の資産(機械・船舶・特許権・漁業権・車両・ゴルフ会員権等)の譲渡による所得で、所有期間によって長期と短期に区分されます。(必要経費…譲渡した資産の取得費や譲渡するために直接要した費用など)																														
⑪ 一時	競馬・競艇・競輪の払戻金・賞金・懸賞当選金・生命保険の満期返戻金などのような一時的な所得 ※特別控除50万円まで(必要経費…収入を得るために直接要した費用など)																														

<国外居住親族に係る扶養控除の申告をする際の必要書類>
 税制改正により、国外居住親族の扶養控除の適用対象となる要件が見直されました。これにより、30歳以上70歳未満の国外居住親族について、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ②障害者 ③納税義務者から生活費又は教育費に充てるための支払を年間38万円以上受けている者 のいずれかに該当する場合を除き、控除対象不要親族および非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から除外されます。扶養控除の必要書類については下記となります。なお、書類が外国語で書かれている場合は和訳文も必要です。

	添付または揭示が必要な書類		
	親族関係書類	送金関係書類	その他の書類
29歳以下	○	○	×
30歳以上 69歳以下	留学による非居住者	○	○ ※2
	障害者	○	×
	年間38万円以上支払を受けている者	○	×
70歳以上	その他	対象外	×
		○	○

※1 親族ごとの書類が必要です。
 ※2 留学等の在留資格での在留者であることを証する書類

<市民税・県民税非課税基準(均等割)>
 前年の合計所得金額が(28万円×{(扶養親族数)+1}+268,000円)以下の人
 ※ただし、扶養親族がない時は38万円
 (例)扶養親族1人のとき 828,000円
 扶養親族2人のとき 1,108,000円

㉔ 特定親族特別控除	あなたと生計をともにする特定親族(あなたと生計を一にする親族(事業専従者や他の者の扶養親族を除く)のうち、19歳～22歳で前年の合計所得が123万円以下の親族)を有する場合は、下表のとおり最高45万円を限度として控除が受けられます。特親の欄に「○」を記入し、控除額を記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">○特定親族特別控除 控除額早見表</th> </tr> <tr> <th>特定親族の合計所得額</th> <th>控除額</th> <th>特定親族の合計所得額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超～95万円以下</td> <td>45万円</td> <td>110万円超～115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超～100万円以下</td> <td>41万円</td> <td>115万円超～120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超～105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>120万円超～123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超～110万円以下</td> <td>21万円</td> <td>123万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	○特定親族特別控除 控除額早見表				特定親族の合計所得額	控除額	特定親族の合計所得額	控除額	58万円超～95万円以下	45万円	110万円超～115万円以下	11万円	95万円超～100万円以下	41万円	115万円超～120万円以下	6万円	100万円超～105万円以下	31万円	120万円超～123万円以下	3万円	105万円超～110万円以下	21万円	123万円超	適用なし
○特定親族特別控除 控除額早見表																									
特定親族の合計所得額	控除額	特定親族の合計所得額	控除額																						
58万円超～95万円以下	45万円	110万円超～115万円以下	11万円																						
95万円超～100万円以下	41万円	115万円超～120万円以下	6万円																						
100万円超～105万円以下	31万円	120万円超～123万円以下	3万円																						
105万円超～110万円以下	21万円	123万円超	適用なし																						
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	平成22年1月2日以降に生まれた生計を一にする親族(事業専従者を除く)で、前年の合計所得金額が58万円以下の人は、控除対象外の扶養親族になります。ただし、非課税基準の扶養親族の数には含まれます。																								
㉕ 基礎控除	一律 43万円。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える場合、下表のとおり金額に応じて基礎控除額が減少します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2400万円超～2450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2450万円超～2500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除額	2400万円以下	43万円	2400万円超～2450万円以下	29万円	2450万円超～2500万円以下	15万円	2500万円超	0円														
合計所得金額	基礎控除額																								
2400万円以下	43万円																								
2400万円超～2450万円以下	29万円																								
2450万円超～2500万円以下	15万円																								
2500万円超	0円																								
㉖ 雑損控除	災害、盗難又は横領により住宅、家財、現金などの資産に損害を受けた場合に対象となります。◎証明書及び計算明細書を添付してください。 控除額…(損害金額-保険金等で補てんされる金額)-[(総所得金額×10%)、又は(災害関連支出の金額-5万円)]のいずれか多い方の金額																								
㉗ a 医療費控除	医師等に支払った医療費が対象となります。なお、医療費控除の明細書を必ず添付してください。 控除額…(医療費の総額-保険金等で補てんされる金額)-[(総所得金額×5%)又は10万円のいずれか少ない金額]ただし、限度額200万円																								
㉗ b 医療費控除(セルフメディケーション)	特定一般用医薬品等購入費が対象となります。なお、セルフメディケーション税制の明細書を必ず添付してください。 控除額…(特定一般用医薬品等購入費の総額)-(1万2千円) ただし、上限8万8千円																								
※ 医療費控除については、a、bいずれか一方の選択となります。																									